

## 諸手当について

### 1 通勤手当

#### (1) 支給対象範囲及び支給額

##### ア 支給対象職員

通勤距離（徒歩で通勤した場合の最短距離）が片道2km以上ある次のいずれかに該当する学校職員

- ・通勤にバス、電車等の交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする者
- ・通勤に自転車、自動車等を使用することを常例とする者
- ・通勤にバス等を利用して運賃等を負担し、かつ自動車等を併用することを常例とする者

##### イ 支給額

- ・運賃相当額の算出

交通機関等利用者	運賃等相当額（1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額）を全額支給 ※鉄道を利用する職員については、原則として4月と10月に6カ月定期券代を支給
自動車等使用者	片道の最短距離 使用する交通用具の種類 } により算出 ※「最短距離」は実際の通勤経路ではなく、電子地図等により計測した通勤経路による最短距離。 ※別表1参照
併用者	交通機関等の部分と自動車等の部分の金額を合算

#### (2) 高速自動車国道（新幹線鉄道）利用者にかかる通勤手当

##### ア 認定基準

- ・高速道路利用の場合  
「時間短縮30分以上相当」かつ「高速道路等を利用しない場合の通勤距離36km以上」
- ・新幹線利用の場合  
「時間短縮30分以上」かつ「新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離40km以上」  
又は  
「時間短縮30分以上」かつ「新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤時間90分以上」

##### イ 支給額

特別料金等の2分の1相当額（片道1万円、往復2万円を上限）と特別料金等を負担しないものとした場合の通勤手当額の合計額を支給  
※高速料金は、ETC割引適用後の2分の1を支給

#### (3) 駐車場等利用者にかかる通勤手当

ア 併用者で乗継地周辺の駐車場（駐輪場）の駐車料金を負担している者に対し支給する。

- ・自動車：利用料の2分の1（100円未満の端数を切り捨て、上限2,500円）
- ・自転車、オートバイ：一律500円

イ 自動車の使用距離が片道8km以上の者で、通勤のため勤務学校等（職員のための駐車場が必要台数確保されていない学校等に限る）周辺の有料の自動車駐車場を利用している者に対し、利用料の2分の1（上限2,500円）を支給する。

## 2 住居手当

### (1) 支給対象範囲及び支給額

#### ア 支給対象職員

- ・自ら住宅（貸間を含む）を借受け、居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている者（職員住宅等は対象外）

※ 住宅が自宅の者に対しては、住居手当は支給しない

#### イ 支給額

	家賃月額	手 当 額
借	16,000円超27,000円以下	家賃月額－16,000円
	27,000円超61,000円以下	{(家賃月額)－27,000円} ÷ 2 + 11,000円
間	61,000円超	28,000円（最高支給限度額）

例1) 家賃48,000円 共益費 2,000円 駐車場代 5,000円

$$(48,000 - 27,000) \div 2 + 11,000 = 21,500円$$

※ 共益費、駐車場代は住居手当の支給対象には含まれない。

### (2) 令和元年度給与改定に係る経過措置

#### ア 概要

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、手当対象となる家賃の下限額及び手当の上限額が引き上げられ、激変緩和措置として経過措置が設けられている。

#### 【改正前】

	家賃月額	手 当 額
借	12,000円超23,000円以下	家賃月額－12,000円
	23,000円超55,000円以下	{(家賃月額)－23,000円} ÷ 2 + 11,000円
間	55,000円超	27,000円（最高支給限度額）

#### イ 経過措置に伴う支給額（令和4年度～令和6年度）

(ア) 対象者：改正後の規定による支給額が改正前の規定による支給額に達しない者

(イ) 支給額：

$$\text{改正後支給額} + \frac{\text{改正前支給額} - \text{改正後支給額}}{4} \times \text{年度ごとの割合}$$

※ 年度ごとの割合

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	4分の3	4分の2	4分の1

例2) 令和5年度の場合（家賃等は例1に同じ）

$$21,500 + (23,500 - 21,500) \times 2 / 4 = 22,500円$$

$$\text{改正前支給額} \quad (48,000 - 23,000) \div 2 + 11,000 = 23,500円$$

$$\text{改正後支給額} \quad (48,000 - 27,000) \div 2 + 11,000 = 21,500円$$

### 3 扶養手当

#### (1) 支給範囲及び支給額

- ア 支給対象職員  
扶養親族のある学校職員
- イ 支給額
- |     |         |
|-----|---------|
| 配偶者 | 6,500円  |
| 子   | 10,000円 |
| 父母等 | 6,500円  |

※ 特定期間（満16歳の年度始めから満22歳の年度末）までの子については、1人につき5,000円を上記の額に加算して支給する。

#### (2) 扶養親族となる身分等の要件

- ・ 配偶者
- ・ 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子、孫
- ・ 満60歳以上の父母、祖父母（義父母を除く）
- ・ 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある弟、妹
- ・ 重度の心身障害者

#### (3) 扶養親族として認定できない者

- ア 学校職員の配偶者、兄弟姉妹が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- イ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- ※ 不定期な収入（農業所得、事業所得等）がある場合は年間所得が130万円以上あると見込まれる者、定期的な収入（給与所得、基本手当、年金等）がある場合は月間所得が年間限度額（130万円）に12分の1を乗じて得た額（108,333.333・・・円）以上あると見込まれる者を指す。

### 4 児童手当（給与外）

※公務員については所属庁から支給

#### 支給範囲及び支給額

- ア 支給対象職員
- ・ 中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を監護し、かつ生計を同じくする者
- イ 支給額（扶養親族の人数に応じた所得要件あり）
- ・ 1箇月につき、支給対象となる子ども一人につき以下の額

0歳以上3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
小学校修了後中学校修了前	10,000円
所得要件を満たさない場合（特例給付）	5,000円

1～4の手当については、支給要件を満たしていても職員から届出がないと支給されないのので、勤務開始後、速やかに所属の事務職員へ届け出てください。

届出のあった翌月から支給開始となりますが、月の初日が事実発生の場合は、事実発生日から15日以内に届出をすれば、当月から支給となります。

(※ただし、児童手当は、月の初日に事実発生があっても、届出の翌月からの支給となります。)

なお、支給要件を欠いた後にその旨を届け出ず、そのまま支給を受けていた場合は、要件を欠いた日に遡り過払い分を全額返還していただくこととなります。

## 5 その他の主な手当

- (1) 義務教育等教員特別手当……教員人材確保法の趣旨により教育職員に支給
- (2) 期末手当・勤勉手当……民間の賞与にあたる特別給
- (3) 宿日直手当……宿日直勤務を命じられた学校職員に支給
- (4) 時間外勤務手当……正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給  
(教育職員は教職調整額(給料月額×4/100)が支給されるため適用外)
- (5) 寒冷地手当……寒冷地に在勤する学校職員に支給
- (6) 定時制通信教育手当……定時制又は通信制課程に本務として勤務する教育職員に支給
- (7) 産業教育手当……実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員に支給
- (8) 特殊勤務手当……特殊な勤務に従事する教育職員に実績に基づき支給するもので主なものは**別表2参照**

## 給与の支払い

### 1 給与支払いの原則

- ①直接払いの原則 ②現金払いの原則 ③一括払いの原則  
特例→口座振込

### 2 支給日

- (1) 毎月の給与……毎月21日
  - (2) 期末手当・勤勉手当……6月期：6月30日、12月期：12月10日
  - (3) 寒冷地手当……11月から翌年3月の21日
  - (4) 児童手当(給与外)……6月、10月、2月の各21日(各月に4カ月分を支給)
- ※ 支給日が土・日・休日の時は、その直前の土・日・休日でない日

(別表1)

### 通勤手当距離別支給額早見表

(令和5年4月1日適用)

交通用具 片道の 使用距離		自動車(四輪車)	バイク等(二輪)	自 転 車
km以上	km未満	円	円	円
2	~ 3	2,000		
3	~ 4	<b>2,270</b>	2,000	2,300
4	~ 5	<b>2,920</b>		
5	~ 6	4,100		
6	~ 7	<b>4,220</b>		
7	~ 8	<b>4,870</b>	4,100	4,100
8	~ 9	<b>5,520</b>		
9	~ 10	<b>6,170</b>		
10	~ 11	<b>6,820</b>		
11	~ 12	<b>7,470</b>		
12	~ 13	<b>8,120</b>	6,500	6,500
13	~ 14	<b>8,770</b>		
14	~ 15	<b>9,420</b>		
15	~ 16	<b>10,070</b>		
16	~ 17	<b>10,720</b>		
17	~ 18	<b>11,370</b>	8,900	8,900
18	~ 19	<b>12,020</b>		
19	~ 20	<b>12,660</b>		
20	~ 21	<b>13,310</b>		
21	~ 22	<b>13,960</b>		
22	~ 23	<b>14,610</b>	11,300	11,300
23	~ 24	<b>15,260</b>		
24	~ 25	<b>15,910</b>		
25	~ 26	<b>16,560</b>		
26	~ 27	<b>17,210</b>		
27	~ 28	<b>17,860</b>	13,700	13,700
28	~ 29	<b>18,510</b>		
29	~ 30	<b>19,160</b>		
30	~ 31	<b>19,810</b>		
31	~ 32	<b>20,460</b>		
32	~ 33	<b>21,110</b>	16,100	16,100
33	~ 34	<b>21,760</b>		
34	~ 35	<b>22,410</b>		
35	~ 36	<b>23,060</b>		
36	~ 37	<b>24,460</b>		
37	~ 38	<b>25,110</b>	18,500	18,500
38	~ 39	<b>25,760</b>		
39	~ 40	<b>26,400</b>		
40	~ 41	<b>28,170</b>		
41	~ 42	<b>28,820</b>		
42	~ 43	<b>29,470</b>	20,900	20,900
43	~ 44	<b>30,120</b>		
44	~ 45	<b>31,700</b>		
45	~ 46	<b>32,350</b>		
46	~ 47	<b>33,000</b>		
47	~ 48	<b>33,650</b>	21,800	21,800
48	~ 49	<b>35,070</b>		
49	~ 50	<b>35,720</b>		
50	~ 51	<b>36,370</b>	22,700	22,700

交通用具 片道の 使用距離		自動車(四輪車)	バイク等(二輪)	自 転 車
km以上	km未満	円	円	円
51	~ 52	<b>37,020</b>		
52	~ 53	<b>38,330</b>	22,700	22,700
53	~ 54	<b>38,980</b>		
54	~ 55	<b>39,630</b>		
55	~ 56	<b>40,280</b>		
56	~ 57	<b>41,500</b>		
57	~ 58	<b>42,150</b>	23,600	23,600
58	~ 59	<b>42,790</b>		
59	~ 60	<b>43,440</b>		
60	~ 61	<b>44,590</b>		
61	~ 62	<b>45,240</b>		
62	~ 63	<b>45,890</b>		
63	~ 64	<b>46,540</b>		
64	~ 65	<b>47,620</b>		
65	~ 66	<b>48,270</b>		
66	~ 67	<b>48,920</b>		
67	~ 68	<b>49,570</b>		
68	~ 69	<b>50,610</b>		
69	~ 70	<b>51,260</b>		
70	~ 71	<b>51,910</b>		
71	~ 72	<b>52,560</b>		
72	~ 73	<b>53,550</b>		
73	~ 74	<b>54,200</b>		
74	~ 75	<b>54,850</b>		
75	~ 76	<b>55,500</b>		
76	~ 77	<b>56,150</b>		
77	~ 78	<b>56,790</b>	24,500	24,500
78	~ 79	<b>57,440</b>		
79	~ 80	<b>58,090</b>		
80	~ 81	<b>58,740</b>		
81	~ 82	<b>59,390</b>		
82	~ 83	<b>60,040</b>		
83	~ 84	<b>60,690</b>		
84	~ 85	<b>61,340</b>		
85	~ 86	<b>61,990</b>		
86	~ 87	<b>62,640</b>		
87	~ 88	<b>63,290</b>		
88	~ 89	<b>63,940</b>		
89	~ 90	<b>64,590</b>		
90	~ 91	<b>65,240</b>		
91	~ 92	<b>65,890</b>		
92	~ 93	<b>66,540</b>		
93	~ 94	<b>67,190</b>		
94	~ 95	<b>67,840</b>		
95	~ 96	<b>68,490</b>		
96	~ 97	<b>69,130</b>		
97	~ 98	<b>69,780</b>		
98	~ 99	<b>70,430</b>		
99	~ 100	<b>71,080</b>		

※太字による表記箇所が今回の給与改定による改定後の通勤手当額

(別表2)

# 学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当

(R4.4.1 現在)

手 当 名	支給対象 学校職員	業 務 の 概 要		手 当 額	備 考	創 設	最 終 改
						年 月 日	年 月 日
1 兼務手当	県立学校 教育職員	昼間又は夜間の課程の勤務を本務とする教育職員が、それぞれ別の課程に勤務した場合		授業1時間 1,860円 (実習助手は1,730円)		31.9.1	12.4.1
2 産業教育実習 手当	県立学校 教育職員	産業教育実習に関し特殊な勤務に従事した場合(動物の飼育や田畑の見回り等)		勤務1回 4,900円 4時間勤務日の退庁 時から引き続き場合 7,350円 5時間未満 2,450円	年末年始は150/100を乗じて得た額(4時間勤務日の退庁時から引き続き場合を除く)	31.9.1	12.1.1
3 通信教育手当	県立学校 教育職員	通信教育の添削指導及び面接指導を行った場合	添削指導手当	レポート1枚 186円		31.9.1	12.4.1
			面接指導手当	授業1時間 1,860円			
4 入学者選抜 手当	※備考欄 参照	正規の勤務時間外に入学者の選抜事務を行った場合		1時間 600円	※教育職員、事務長(主監)及び事務長(次長)	31.9.1	11.12.22
5 夜間課程本務 手当	県立学校 栄養職員 事務職員 労務職員	夜間において授業を行う課程の勤務を本務とする場合		日 額 250円		33.4.1	21.4.1
6 非常災害時等 緊急業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合	ア 非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日 額 8,000円	下記の時間以上業務に従事することが必要  週休日等 ・日中8時間程度 4時間勤務日 ・PM0:30～PM8:00 ・AM2:00～AM8:00 その他の日 ・正規勤務～PM11:00 ・AM2:00～AM8:00  ※それぞれ同程度従事した場合を含む	47.1.1	27.4.1
			被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務	日 額 16,000円			
			イ 児童生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務	日 額 7,500円			
			ウ 児童生徒に対する緊急の補導業務	7,500円			
7 修学旅行等 指導業務手当	教育職員	修学旅行等において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合		日 額 5,100円	8時間程度業務に従事することが必要(就寝時間を除く)	47.1.1	31.4.1
8 対外運動競技 等指導業務 手当	教育職員	教育委員会が定める対外運動競技等において、泊を伴うもの又は週休日等に児童生徒を引率した場合		日 額 5,100円	8時間程度業務に従事することが必要(泊を伴う場合は就寝時間を除く)	47.1.1	31.4.1
9 部活動指導 業務手当	教育職員	学校の管理下において行われる部活動において児童生徒を指導した場合		日 額 2,700円	3時間程度業務に従事することが必要(週休日等又は4時間勤務日等に従事した場合に限る)	53.3.20	31.4.1
10 有害物取扱 手当	県立学校 教育職員	農業に関する学科の実習において、毒物・劇物及び特定毒物を取り扱う業務に従事した場合		日 額 230円		49.4.1	54.4.1
11 教育業務連絡 指導手当	教育職員	教務主任等が教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事した場合		日 額 200円		52.4.1	52.4.1
12 多学年学級 担当手当	小中学校 教育職員	小中学校の2以上の学年をもって編制した学級を担当し、授業又は指導に従事した場合		日 額 2学年編制 290円 3学年編制 350円		34.9.1	2.4.1
13 他校兼務 手当	教育職員	本務として勤務する学校以外の学校に勤務した場合		日 額 500円		47.4.1	13.4.1